

市が設置・管理するので安心です(50人槽以下)

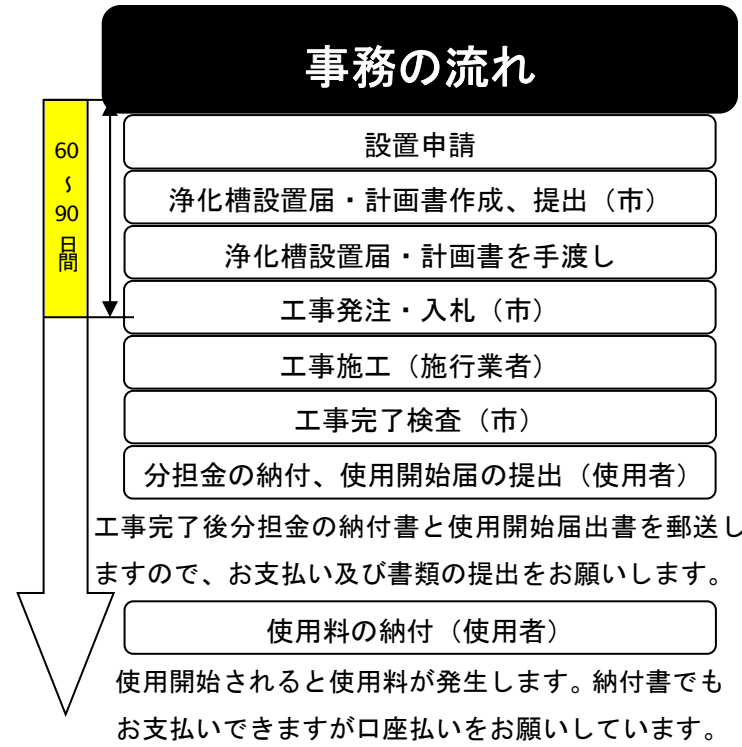
市町村設置型制度のあらまし

市町村設置型浄化槽とは、市が個人の敷地に浄化槽の設置工事を行い、その後の浄化槽維持管理も市が行い水質管理を行うことを目的としています。

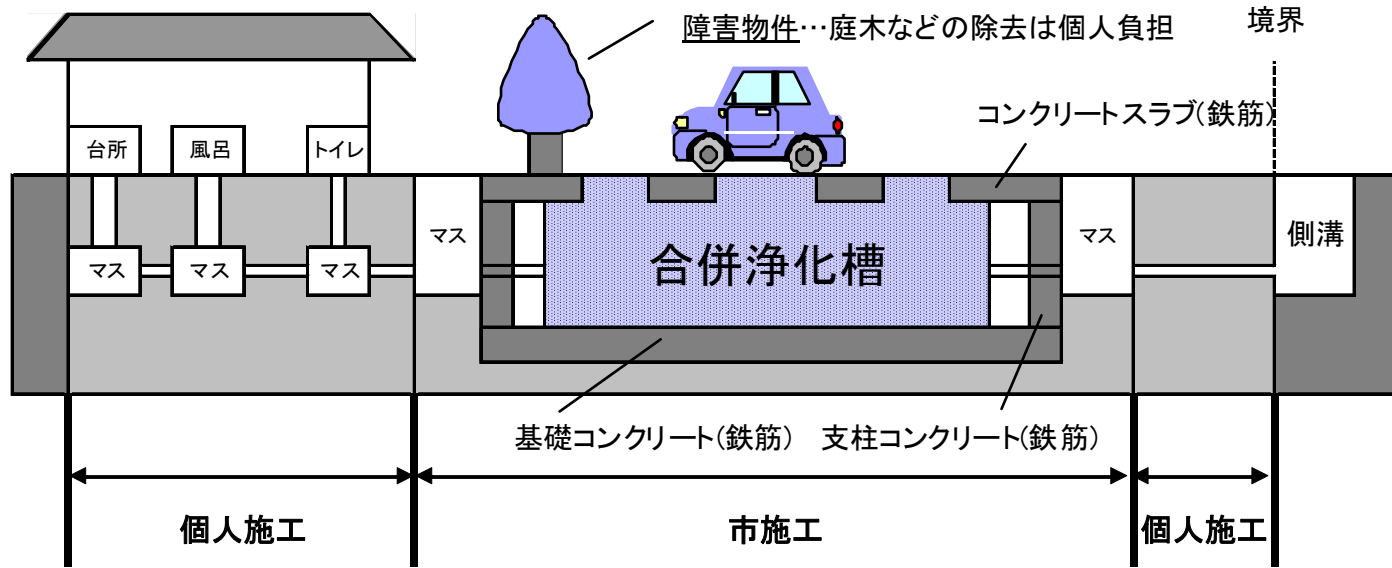
この制度は、特定地域生活排水処理事業計画区域に設定されている久留米市城島町（下水道認可区域及び下水道計画区域外）に限定されます。

ただし、都市計画法に基づく開発許可を得た民間事業者による新たな宅地造成に伴う浄化槽設置は適用外。

市が負担する経費
① 合併処理浄化槽本体購入費
② 合併処理浄化槽本体設置工事費
③ 本体設置に係る設計費
④ その他、特に市が必要とする工事費
使用者が負担する経費
① トイレの水洗便器購入費
② トイレの改造費、水道工事費
③ 浄化槽までの配管工事費
④ 浄化槽から排水先までの配管工事費（排水ポンプ含む）
⑤ 駐車場など（特殊工事）に係る工事費
⑥ 標準工事を超えた場合の増嵩工事費（掘削土に含まれる不純物の処理など）
⑦ 私有地内の設置予定地にある庭木・家屋・庭石・給水管・その他支障となる障害物の撤去・移転・復旧費用
⑧ 水道料、電気料



工事費の負担区分



浄化槽の上を駐車場として使用する場合（一例）

特殊工事となり、コンクリートスラブ厚の増・支柱コンクリートの鉄筋径の増といった補強工事が必要となります。これらの工事にかかる費用は個人負担となります。

※ 5人槽＝¥30,000 7人槽＝¥34,000 10人槽＝¥43,000

●維持管理経費

合併処理浄化槽設置後は、市が維持管理業者と委託契約を締結し、維持管理（点検・清掃・修繕）を行います。

維持管理内容は、①【3ヶ月に一回の保守点検や薬品の補充】 ②【年一回の汚泥の引き抜き】

③【年一回の法定検査】 ④【ブローアの修繕】などがあります。

※ 浄化槽設置後、使用者の都合により浄化槽を移動・撤去する場合、使用者の責任により修繕の必要が生じた場合は全額個人負担となります。

人槽区分	工事に係わる使用の負担			使用者の月々の使用料（月額）
	基本型	駐車場型追加	駐車場型	
5人槽	125,000円	30,000円	155,000円	4,400円（税込）
7人槽	150,000円	34,000円	184,000円	4,818円（税込）
10人槽	175,000円	43,000円	218,000円	5,544円（税込）
12人槽	428,000円	120,000円	548,000円	12,980円（税込）
14人槽				13,618円（税込）
16人槽	658,000円	120,000円	778,000円	15,499円（税込）
18人槽				16,027円（税込）
21人槽	828,000円	150,000円	978,000円	16,753円（税込）
23人槽				17,809円（税込）
25人槽	963,000円	160,000円	988,000円	18,645円（税込）
28人槽				19,690円（税込）
30人槽	1,119,000円	160,000円	1,123,000円	20,526円（税込）
33人槽				23,045円（税込）
35人槽	1,119,000円	160,000円	1,279,000円	24,827円（税込）
40人槽				25,454円（税込）
45人槽	1,289,000円	220,000円	1,339,000円	28,281円（税込）
50人槽				30,371円（税込）

浄化槽を設置するために必要な工事費にともなう受益者分担金を工事完了後に一括して納めていただきます。月々の使用料は、浄化槽の維持管理を適正に行うための料金です。2ヶ月に一度口座振替や納付書より納めていただきます。

人槽の算定は、家の延べ床面積130㎡以下が5人槽、130㎡を超える場合は7人槽、お風呂・炊事場がそれぞれ2ヶ所以上ある場合は10人槽となります。

※ただし、トイレ改装の場合、水道使用水量などの資料により、明らかに実情にそぐわない場合は、住宅の延べ床面積にかかわらず、人槽を増減することが出来ます。

●申込みについて

手続きは簡単です。市民の皆さんは、市に申請書を提出していただくだけで、以降の手続きなどは皆さんへご案内のうえ作業を進めていきますので、簡単安心です。

浄化槽設置申請の手続きに必要な物

- ① 浄化槽設置申請書（上下水道部 城島事務所にあります）
- ② 周辺字図の写し、登記簿謄本の写し（法務局で取り寄せてください）
- ③ 新築・増改築の場合は家屋の図面（ゼンリンの地図・浄化槽の位置及び配管経路を記した平面図・配管経路を記した間取図、求積表）※市が久留米市企業局へ申請する際に必要です。
- ④ 建築契約書の写し

受付窓口：上下水道部 城島事務所 電話（0942）62-2114

申込みから工事着手まで約60～90日間を要します。お早い申請をお願いします。

●融資斡旋及び利子補給について

久留米市城島町では、更に浄化槽を設置しやすいように、金融機関から水洗化改造資金を借りられる融資斡旋制度及び利子補給制度を設けています。詳しくは、上下水道部 城島事務所へお尋ね下さい。